

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第20回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年6月3日(月)		午前11時00分から 午前11時55分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第13号	定時登録について			決定
	議案 第14号	在外選挙人名簿の登録について			決定
	議案 第15号	杉並区選挙管理委員会公印規程の一部改正について			決定
	報告事項 20-1	選挙人名簿抄本等閲覧状況			了承
	報告事項 20-2	杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求の監査結果について			了承
	報告事項 20-3	警察署との打合せについて			了承
委員長	これから令和6年第20回の定例会を開催します。				
	＜定時登録について＞				
委員長	議案第13号について事務局から説明をお願いします。				
局長	令和6年6月の選挙人名簿定時登録について説明します。根拠法令は記載のとおりです。登録基準日は6月1日ですが、休日のため、6月3日の本日が登録日となります。投票区別選挙人名簿登録者数一覧ですが別紙1のとおりです。総登録者数は485,766人で、マーキングの部分は小選挙区第27区となっています。登録者数の内、新規登録者数は8,480人、抹消者数は8,489人でマイナス9人です。議会の解散等の直接請求に必要な法定数の告示は別紙2のとおりで、本定例会で決定後直ちに告示します。また、別紙3のとおり区長宛て通知し、合わせて別紙4のとおり東京都選挙管理委員会へ報告します。説明は以上です。				
委員長	議案第13号について質問はありませんか。				
職務代理	新規登録と抹消に近い数になっていますが何か原因がありますか。				
局長	3月の定時登録は約千人の差があり引越等が考えられましたが、今回は特				

	にありません。
委員長	別紙2の直接請求の法定数は請求内容によって違うのですか。
局長	条例の制定及び改廃に必要な数は、選挙権を有する者の50分の1の数で9,716人、議会の解散や長の解職等に必要な数は、選挙権を有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数で147,628人、市町村の合併等に必要な数は、選挙権を有する者の6分の1の数で80,961人となります。
職務代理	告示日は本日ですか。
局長	本日はです。
委員長	他に議案第13号について質問はないですか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜在外選挙人名簿の登録について＞
委員長	議案第14号について事務局から説明をお願いします。
局長	在外選挙人名簿の登録について説明します。根拠法令は記載のとおりです。登録日は定時登録と同じ6月3日となります。登録者数は新規が18名で内訳は男性11名、女性7名で、本定例会で決定後、領事館を通して在外選挙人証を交付します。登録を行わなかった旨の通知者は0人です。登録抹消者は9名で内訳は男性7名、女性2名です。前回までの登録者数1,338人に純増9名を足して現登録者数は1,347名となります。本議案についても決定後、東京都選挙管理委員会へ報告します。説明は以上です。
委員長	他に議案第14号について質問はありませんか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜杉並区選挙管理委員会公印規程の一部改正について＞
委員長	議案第15号について事務局から説明をお願いします。
局長	杉並区選挙管理委員会公印規程の一部改正について説明します。令和6年1月19日に在外選挙執行規則の一部改正があり、在外選挙人証の交付等に関し選挙管理委員会と領事館（在外公館）で直接電子データ送信することになりました。資料2をご覧ください。従来は在外選挙人証を外務省に送付し外務省から領事館（在外公館）へ送付して在外選挙人に交付していましたが、改正に伴い選挙管理委員会から直接電子データを送信し領事館（在外公館）にある印刷機で在外選挙人証を発行し選挙人に手渡すことになりました。改正理由は、在外選挙人証等についての電子データを送信する際に公印についても電子計算組織による公印印影（以下「電子印」という。）の打ち出しが必要となり公印規定の一部改正を行います。改正内容は、交付、再交付在外選挙人名簿に登録しなかった場合等及び名簿から抹消した場合等の通知について選挙管理委員会から領事館（在外公館）へ電子データを送付するにあたり、電子印についても電子データで送付する必要がある、電子印の打ち出しに関する規程の整備です。改正文案ですが別紙1の告示第2号をご覧ください。本則に第8条を加えます。第1項は電子印を打ち出すことが適当である場合、公印処理台帳を作成し電子印を使用する記録をして、公印の押印に代えることにします。第2項で変造不正が無いよう適正管理を行うことを記載し、第3項で事前押印を行う場合について記載しています。また、第8条を

	加えることに伴い様式も印の種類に電子印を加えます。なお、付則で規程の施行日を改定後の在外選挙執行規則の施行日の同日の7月19日からとしています。別紙2ですが、本公印規程の新旧対照表で新たに第8条を追加しております。最後に資料1ですが、本公印規程の一部改正を行う根拠の公職選挙法施行令及び在外選挙執行規定の一部改正の参考資料です。説明は以上です。
委員長	議案第15号について質問はありますか。
委員長	電子印の寸法は違うのですか。
法規担当係長	同じです。電子印はPDF化したものを電子データの在外選挙人証の所定の箇所に貼り付けます。電子印付きの在外選挙人証のデータを直接領事館(在外公館)へ送信します。
職務代理	領事館(在外公館)へはインターネットで送信するのですか。
法規担当係長	一般の区民等が利用できないセキュリティの高いLGWAN回線で、杉並区選挙管理委員会から東京都及び外務省経由で領事館(在外公館)へ送信します。
委員長	PDF化した電子印のセキュリティについて、最近のソフトでPDFも編集が可能になっていますが、安全面の対策は講じていますか。
法規担当係長	PDF化した電子印を取扱うのは選挙管理委員会事務局職員の在外選挙人証の発行等を行う職員に限られ、日常使用するPCにはPDF編集のソフトは入っていません。領事館(在外公館)も区と同様な対応をしているものと思われます。また、区のホストコンピュータにSドライブというセキュリティの高いフォルダーがあり、外部からの不正アクセス対策も万全となっています。このSドライブにPDF化した電子印を保存する予定で、このファイルにアクセスできる職員も在外選挙人証の発行等を行う職員に限られるようにします。
職務代理	領事館(在外公館)がない国にいる選挙人の想定はないのですか。
主査	必ず所在地を管轄する領事館(在外公館)があります。
委員長	他に議案第15号について質問はありますか。特に意見等ないので決定でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜選挙人名簿抄本と応閲覧状況＞
委員長	報告事項20-1について事務局から説明をお願いします。
局長	選挙人名簿抄本等閲覧状況について説明します。令和6年3月1日から同年5月31日までの45件分についての報告となります。45件の内44件が政治活動用の名簿の整理・選挙運動用葉書の送付対象者名簿の整理が目的で現職の議員からの申請で閲覧件数は23,070件です。1件は世論調査が目的で新聞社の申請で閲覧件数は45件です。総計が23,115件となります。説明は以上です。
委員長	報告事項20-1について質問はありますか。特に意見等ないので了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する

	住民監査請求の監査結果について>
委員長	報告事項 20 - 2 について事務局から説明をお願いします。
局長	<p>令和 6 年 4 月 5 日に請求のありました、杉並区職員措置請求（杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求）について同年 5 月 28 日に監査結果の報告を受けましたので、概要について報告します。第 3 監査の結果、1 結論において、本件監査請求については、理由がないと認められるので、これを棄却するとあります。以降、2 関係法令等の規定及び 3 令和 5 年区議選における選挙公報の発行及び配布に関する主な経緯があり、棄却の判断として 15 ページに 4 判断があります。この 4 判断について説明します。請求人は本委員会が当該選挙公報を発行したことは、選挙公報条例第 4 条にある選挙公報の品位保持及び選挙執行規定第 79 条掲載文の品位保持に違反していると主張しているため、各規定に違反しているかの判断をしています。（1）選挙公報条例第 4 条違反の有無についてですが、昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判決で、「選挙管理委員会で経歴、政見等の内容を審査検討し掲載の可否できるとすると、発表の自由を侵害し又は侵害の恐れがあり、選挙の自由を害する危険があるので選挙管理委員会の介入を禁止している。内容が客観的に公序良俗に反し条理上許されないものである場合は格別、選挙管理委員会は任意の訂正勧告はしても自ら訂正すべき権限も義務も有していないと言わざるを得ない。」といった判示となっています。監査委員も昭和 61 年の最高裁判例のとおり選挙管理委員会は任意の訂正勧告はしても自ら訂正すべき権限も義務も有していないと言わざるを得ないと解するのが相当としています。請求人は当該選挙公報の表現が性の多様性条例第 3 条及び 4 条に違反すると主張するが、これは当該候補者の政見（「女性スペースに男を入れるな！「性自認条例」を改廃し女性の人権を守る」）として掲載されたもので条理上許されないものと解すべき特段の場合に該当するとまでは認められない。本件においては選挙公報条例第 5 条第 1 項に基づき、掲載されており違法又は不当であるとは認められない。請求人は、選挙公報条例第 4 条に違反した表現を掲載したことは同条例に違反すると主張するが同条は候補者本人の自律に任せた規定で、委員会は内容について法的、社会的に責任を負うものでないと解する。よって、同条に違反するという事はできないとなっています。（2）選挙執行規程 79 条違反の有無について、選挙公報条例第 5 条第 1 項により原文のまま掲載することになっていますが、一見して法令違反に該当する疑いが明白な場合、候補者に対して注意をし、任意の修正を促すことは法令で禁止するところではないと解し（昭和 35 年 9 月 19 日東京高裁判決）、選挙執行規程第 79 条が設けられたとなっています。請求人は候補者に訂正を求めず、掲載したことは同規定 79 条に違反すると主張するが、選挙公報条例第 4 条の品位保持は候補者の自律に任せた規定と解され、また、選挙執行規程 79 条の趣旨から、訂正を求めるかは、憲法第 21 条第 2 項前段による制限のもと、委員会の裁量に委ねられていると解し、委員会が訂正を求めず公報を発行したことが違反又は不当ということではできないとなっています。また、憲法第 99 条の公務員の義務に反し、違法との主張については公報の発行が違法又は不当と認められないことから違反するとは認められないとあります。まとめとして公報の発行及び配布について違法又は不当な点は認められず、予算の執行は適正と認められ、本件の監査請求は、理由がないと認められ、棄却するとなっています。説明は以上です。</p>
委員長	報告事項 20 - 2 について質問はありますか。

職務代理	虚偽であっても載せないといけないとありますが、経歴が虚偽でも載せないといけないのですか。
局長	裁判の趣旨から経歴に疑念があつて、候補者が任意の修正に応じない場合は掲載することになります。
職務代理	経歴詐称となつても、選挙管理委員会の責任にはならないですね。
局長	そうです。選挙終了後、告発があれば捜査が入ることになります。
委員長	報告事項 20 - 2 について質問はありますか。特に意見等ないので了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
	＜警察署との打合せについて＞
委員長	報告事項 20 - 3 について事務局から説明をお願いします。
局長	区内の警察署 3 署との都知事選挙に関する事務打合せになります。13 時 30 分に開会し、司会進行は局長が行います。委員長には挨拶をお願いします。区側の出席者の紹介を行い、次に警察署側の出席者の紹介を行います。事務打合せを 13 時 45 分から 30 分程度行い質疑と閉会の挨拶で終了です。警察側の出席予定者ですが 3 警察署の刑事組織犯罪対策課、警備課、交通課課長又は係長となっています。区側は、4 委員、局長、次長、係長、主査となっています。席次は裏面のとおりです。説明は以上です。
委員長	報告事項 20 - 3 について質問はありますか。
職務代理	都知事選挙に関する事務打合せですが、打ち合わせる項目は多いのですか。
局長	投票用紙の配送時における警備、投票所の警備、投票終了後の開票所への搬入時の交通整理及び開票時の警備をお願いしています。
職務代理	候補者の街頭演説に関する項目はないのですか。
法規担当 係長	街頭演説を含む選挙運動違反の項目もあります。特に警察との関わりで多いのは違反文書図画です。
委員長	報告事項 20 - 3 について質問はありますか。特に意見等ないので了承でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	第 20 回定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 20 回定例会 令和6年6月3日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。